	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、38.06GHzから38.12GHzまでの周波数の範囲と対とする。
39.625GHzから40.375GHzまで	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
42GHzから42.5GHzまで	東北総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 岩手県の区域を除く。 空中線電力は５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は５W以下に限る。
44.1GHzから44.8GHzまで	東北総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成27年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	信越総合通信局管内	平成26年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成27年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成27年６月30日まで	0.1W以下	
92GHzから94.4GHzまで	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。